

川島町、残土処理で苦悩・3月議会が前代未聞の紛糾！ それを尻目に知らんぷりの(株)長谷部組

すでに残土無償引き取り場所(滑川町)を2月に知りつつ 発注者(川島町)に報告せず黙視

長谷部組はAランク業者としての義務を放棄し利に走った確信犯か!?

前代未聞の紛糾ぶりを見せた「平成21年3月川島町議会定例会」。大激論のテーマとなっ

たのは、川島町のある公共工事をめぐる予算の増額だった。農家を思うがゆえの、町議たちの

白熱の議論……。しかしその背後で、薄笑いを浮かべていた悪質業者がいた!

(株)長谷部組、川島町発注の公共工事を落札 着工後に「残土処理ができない」と町に泣きつく!

工事業業名は「飯島1号雨水幹線工事08-1工区」、落札者は(株)長谷部組(Aランク業者)である。昨年8月に一般競争入札(予定価格約3億300万円・最低制限価格約2億2730万円)ともに前々日公開)にて、同社が約2億4千万円で落札した。

ところが長谷部組は着工後まもなく、工事現場から出る残土の処理場所に困り、「何とか川島町側で探してもらえないか」と泣きついてきたのである。

川島町は長谷部組に残土の土質検査をさせ、プラント処理の必要を認識。プラント処理費用2580万円の「契約金増額案」について議会承認を得るために、川島町は3月議会にこれを議案提出した。

だが町議たちからは「落札業者は、あらかじめ決定した契約金額ですべてをまかなうのが当然だ」との反論が続出、議会は

しかし結局は「残土が置かれていない」田んぼの地権者に迷惑をかけない形で、土を早くにかたづけなければならぬ」という意見が多勢を占めることとなり、最終決定として約2200万円の契約金増額が町議会で可決した。

は使用できない「汚泥」であり、

川島町議ら、土を運ぶダンプを追跡!

なんと残土のほとんどがプラントではなく、滑川町に搬入されていた!! 「3月14日から24日まで、3500³m³を受け入れた(埼玉県農林公社)これが埼玉県の「Aランク業者」がやることか!!

川島町議会3月定例会で「工事契約金増額案」が審議されているそのさなか、すでに長谷部組は川島町の工事現場から、残土をダンプで、どこかにせつせと搬出しはじめていた。「受け入れ先がない」と町に泣きつき、町側が「武蔵プラント」でのプラント処理費の増額について、真剣に討議しているまさにそのときに、である。

「契約金増額が議会で可決しないかぎりには、プラント処理さえないままならぬはずなのに……。あるいは可決を見込んで、先にプラントへ土を運び込んでいるのだろうか?」

不審に思った町議2名と町民有志は、残土を搬出する長谷部組のダンプを追跡した。すると驚いたことに、ダンプが残土を運んでいたのは、武蔵プラント

石灰を加えるなどの処理により改良すれば使用可能というものであった。

土質改良処理を行うプラントのひとつに、(株)加藤建設工業が運営する「武蔵プラント」がある。約7500³m³の残土を武蔵プラントですべて処理するとなると、費用総額は約2500万円と算出された。

とはまるで方向の違う、滑川町だったのだ!

ここで唐突に「滑川町」が登場する。その理由は、この町が現在「田畑で使用可能な良質な土」を大量に必要としているからだ。

埼玉県滑川町……。川島町から約15キロ圏内にあるこの町では、町が農家から一時的に借りていた土地を、作物ができる状態にして返す換地事業が行われている。町と埼玉県農林公社が実施しているこの換地事業に必要な土の量は約8000³m³。そのため昨年11月、滑川町は町内の土地改良専門業者である(有)小澤興業に対し、換地事業に必要な土の受け入れを依頼していた経緯がある。

後に明らかになったことだが、小澤興業はさる2月20日ごろ、

「川島町から土が出る」と滑川町側に連絡していたことが判明している。長谷部組はつまり、2月の時点ですべて「滑川町が土をほしがっている」情報を小澤興業から得ており、川島町の残土総量(7500³m³)を、約8000³m³の土を必要としている滑川町にすべて持ち込むことができる計算し、その意向を小澤興業に伝えていたことになる。むしろ、川島町はこのような情報も、また長谷部組が取るうとしていた変則的行動も、まったく把握していなかった。

本紙が埼玉県農林公社に取材すると、「耕作土として使える土を川島町から入れた。期間は3月14日〜3月24日まで、量としては3500³m³を受け入れた」と回答した。

本紙が滑川町に問い合わせると、3月末時点での受け入れ総量は5500³m³であった。そのいっぽう、この「プラント処理を要する残土7500³m³のうち、実際に武蔵プラントに運ばれたのは、たったの155³m³(ダンプ28台分)であったことが明らかになったのである。

ここでいったん整理してみよう。長谷部組は、

「残土を受け入れてくれる場所がない」と昨年11月上旬、川島町に泣きついた。

「残土分析の結果「プラント処理が必要な土」であることを昨年11月20日、川島町に通知した。2月の時点で、長谷部組は滑川町が約8000³m³の「田や畑で使用可能な公共残土」を受け入れることを知っていた。にもかかわらず、川島町にこの事実を隠していた

「長谷部組が滑川町に初めて残土を搬出したのは3月11日(350³m³)。さらに13日(1000³m³)、16日(1000³m³)……と月末までつづいた。3月16日、すなわち3月定例会で増額分を2200万円とした契約金増額案が可決した時点で、すでに長谷部組は2350³m³の川島町残土を滑川町に搬入24日までに3500³m³、3月末までに5500³m³を運び終えていた

これらの事実を踏まえると、3つの疑問点が浮上する。ひとつは「滑川町が土を必要としていることを、川島町は知っていた

「東松山市内15キロ圏内では残土の受け入れ場所がない!」(長谷部組) 残土の試験結果、川島町の残土はこのままでは使用できない「汚泥」と判明

残土の総量は約7500³m³である。もともと川島町と長谷部組との契約時、この残土の処理については「準指定処分」という形で積算されていた。だが着工後まもなく昨年10月、川島町は同社から相談を受けた。「設計図書に記載指定されていた

『東松山市内15キロ圏内』では、残土を受け入れてくれる場所がない……」

長谷部組は川島町に対し「こちらの手を尽くすので、町も再度よく探してほしい」と協議した。町側は公共残土の流用について調整する機関である(株)建設

資源広域利用センター(略称UCR)に報告。UCR側からの回答は「まずは土質検査を受けてください」というものだった。

長谷部組はさっそく残土について(株)東光土質試験場に分析を依頼。結果として判明したのは、このままでは他の公共工事に

「東松山市内15キロ圏内」では、残土を受け入れてくれる場所がない……」

「東松山市内15キロ圏内」では、残土を受け入れてくれる場所がない……」

「東松山市内15キロ圏内」では、残土を受け入れてくれる場所がない……」

たのか」。

もうひとつは、「プラント処理が必要なはずの大量の残土を、なぜ滑川町は農地用土として受け入れたのか」

6日(契約金増額可決)以降の滑川町への残土搬入に契約違反の疑い！ 「なぜ滑川町の話をしてくれなかったのか、まったく腹が立ちますよ(川島町)」

「ええ、確かに当初、町が見積もった残土処分費用は2580万円でした(議案33号)。しかし設計を再精査したところ、残土は昨年11月ごろから水路の脇に仮置きされてきました。すると水分が抜けていきます。さらに冬を越すわけですから、山積みの残土のうち、露出している部分の土質がよくなってくるのです。そこで残土全体量の1割程度は、プラント処理費用が安くなるだろうと推測し、当初の残土処分費用から380万円減額した2200万円を新たな処分費と算出し、36号議案として議決をもらったという経緯があります」

最後の疑問は問題の核心だ。「滑川町が無料で残土を受け入れることを2月の時点で掌握していた長谷部組は、なぜその事実を川島町に報告しなかったのか。はつきり言えば、隠していたのか」

川島町は、長谷部組に対する契約金増額が議会を通過したプロセスについてこう述べた。

契約金増額とは、受注業者が遵守しなければならない設計図書の変更を意味する。つまり増額議案が可決した16日以降、残土は増額分をもとにプラント処理されなければならない。したがって16日以降に滑川町に残土を搬入した行為には、契約違反の疑いもある。

ところで奇妙なことだが3月

なかで同社が、以下のように認めたという。

「滑川の話聞いた当初は、いったいどれほどの残土を持って行くのかわからなかった。もう少し処分の全体量が明らかになってから、川島町に報告しようと思った……」

「まったく知りませんでした。こちらが把握していたのは『プラント処理が必要な残土が、いままも農地に積み上げられている。早急に何とかしないと、田植えの時期を迎えつつある農家に迷惑がかかる』という、その一点でした。実際のところ、長谷部組は何でもっと早く滑川町のことをわれわれに話してくれなかったのかと、腹が立ちますよ」

川島町によれば、残土が滑川町に運ばれている事実を確認したのは3月24日。長谷部組専務を呼び出し、副町長との会見の

滑川町が残土すべてを受け入れ可能であるならば 長谷部組の目的とは「プラント処理費用」名目の 「契約金増額分」を不正取得することだったのか？

事由ではなく、農地用だったからだ。これまでも滑川町は川島の土を田畑用途として受け入れてきており、また今回のケースでも、「長谷部組から小澤興業

最後の重大な疑問に移ろう。滑川町の残土需要を知り得たのは遅くとも2月。ならば、川島町が3月議会定例会への議案として「契約金に対するプラント処理費用の増額」を提出するまえに、なぜ川島町に連絡しなかったのか。

長谷部組は、滑川町の無料残土引き取りの件を川島町と議会へ報告する義務をあえて放棄してまで、議会の「プラント処理費増額」の可決を待ったのか。

川島町はこう述べる。

「議会可決した増額分2200万円は、すぐに全額が長谷部組に支払われるわけではありません。あくまでプラント処理費ですから。具体的にはダンプ1台がプラントに土を持っていくと、そのときにチケットを渡される。そのチケットを最終的に合算して、2200万円の中からお支払いする、ということになります」

だが一部の同業者はこう言う。「例えばチケットのことだが、プラント側は、運ばれた土が本当に川島町から来たものなのかを逐一確認するすべはない。

経由で残土搬入の連絡を受けた際、滑川町は川島の残土について、2月25日にその土質と量を確認しOKと判断しているのである。

つまり他の現場から出た残土をプラントに持ち込み処理すれば、その分のチケットを精算すること……。つまりプラント処理費用名目の「契約金増額分」を不正取得することは可能だ。もちろん「滑川町の受け入れ」が川島町に発覚しなかりはね。川島町に発覚してしまっただけなら、『当初はどれだけ持ち込めるか分からなかった』と適当に言い訳して、あらためて滑川町に残土をほぼ全部搬入したことになるだろう。』(業界関係者)

(しかしこのとき、滑川町職員は川島町役場に何の連絡もしなかった。こうしたずさんさが悪質業者のついている隙となりうる。

を認めればいい。『契約金増額は実際には使いませんでした。我が社が独自に問題を解決しました』と節税効果を喧伝することさえできるだろう。だけれどそうはいかなかったね。残土処理がタダで済んでいるのにプラント処理増額分で論議を闘わした川島町の議員さんこそ気の毒だ。長谷部組は調子に乗り過ぎたね。すべては後の祭りだ。県は許さ

確認チェックのずさんな滑川町と 長谷部組に完全にナメられた川島町

170万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>

行政調査新聞では
市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております



〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432